了祥における『歎異抄』の研究

川 行 后

細

(大谷大学助教授

はじめに

るに至った。 ず広く読まれるようになると、 八~一八四二)の『歎異鈔聞記』が平松理英によって刊行されるや、ひろく研究のためにも、この『聞記』が用いられ 寺では香月院深励(一七四九~一八一七)が恵空・慧琳の説を承け、 さらに所謂「三文一理」を立てて如信上人と推定 聖教編纂の場合も問題となったようである。こうした中で、西本願寺で主として行われた覚如上人説に対し、東本願 書写本を知ることができ、宗門内において可成り読まれた事が窺われるが、しかし、その著者が明確でないことは、 《『歎異鈔講義』)し、これが高倉学寮の伝統の説とされてきた。しかし、明治に入って『歎異抄』が宗門の内外をとわ 『歎異抄』は、かって蓮如上人が「当流大事聖教」とされて以来、室町末期から江戸時代へかけて、相当数に及ぶ まず明治三十二年、 深励の『歎異鈔講義』についで、同四十年に妙音院了祥(一七八

義集』・『後世物語聞書講義』・『選択集昨非鈔』・『歎異鈔聞記』・『評弥陀経義集』・『弁御消息集』・『末法燈明記講義』 んだが、そののち三河の自坊へ帰って、歴史的考証の上に立った独自の研究を進め、とくに『一枚起請文講義』・『異 ところで、了祥といえば実は深励の門下であり、かって学寮に入り、その社中の一人として勉学し、寮司にまで進

了祥における『歎異抄』の研究

抄』の著者に関して、 だけ具体的にもとめ、 簡による所説を出したが、実はかかる結論的見解に至るまでの、了祥みずからが歩んだ研究過程を、 くてはならないが、私には特にその了祥における『歎異抄』研究の方法論に注意が惹かれる。これについて今『歎異 れるものである。 などは注目すべきもので、このうち『歎異鈔聞記』は最晩年の講義であり、 就中、その鋭利な推察と精緻な考究は、 以ってその一途な精進のほどを偲ぶ縁としたい。 師の深励が如信上人と決択したのに対し、 当時の宗学研究の中にあって、ことに貴重なものと云わな 河和田の唯円と論定した事など、まことに適切な料 『歎異抄』 研究における古今独歩とい 私なりに出来る

れる著作を年次順に並べると、 道な研究であるだけに、ここに至る迄の過程を考えてみたい。今は一応、その初老以後における講述中、 研究にもとずく講述は、了祥一代に亘る研鑚の総決算ともいうべきもので、それが歴史的・思想的背景を重視した地 ついに了祥は五十五歳で示寂したため、いわば未完成の講録と申すべきであるが、その所破の異義についての詳細な |歎異鈔聞記』は天保十二 (一八四一) 年八月十二日に開講し、 次の如くである。 その講義の完結をみずして、 翌十三年四月八日、 一般に知ら

歳

年

"		//	11	天保
七		四	二	元
— 四 九		四六	四四四	四三
後世物語聞書講義(一巻)	正信偈聞書(二巻)	閑窓独語(一巻)・女人往生願海章(一巻)・一枚起請文聞記(一巻)・	末法燈明記講義(一巻)	選択集昨非鈔(五巻)

宗祖門下の異義の研究と、 度ヨク究理シテミルニ」(真大本四一頁下)とあり、 の法住の入門は文政八(一八二五)年のことで、そののち十一年間、 学ばしめ、 集』しか知られなかったが、先般はからずも『末燈鈔聞書』の講録を詳しく知る事ができ、ここに『異義集』 講義のうち偶 なわち『聞記』を加えて四度の講義は、その回を重ねるにしたがって研究を深めたものと考えられる。 御消息も屢々用いられている事は、 ては前にまとめた『異義集』によるところ多く、このほか、とくに『末燈抄』・『御消息集』・『血脈文集』 に喜びとするところである。 はともかくとして、 デ三度此鈔ヲヨムガ」(真大本一八頁上)と、いままでに『歎異抄』を三度講読したことが知られ、 『教行信証』をはじめ、 今、この一覧の順序にしたがい、それぞれの著述内容を窺えば、 に 新らしく右の両講録によって、その一貫した研究の方法と過程を更に詳しく知る縁に恵まれ 後その了祥の説を「三河和上ノ発揮」として、 『歎異抄』後序の一段について「時ニ香月院モ茲ニマゴツカレ、 文政十一(一八二八)年の講録の写本に眼福を得ることができ、 最後の『歎異鈔聞記』に「私ニモ、ハヤ三度ホド講ジテミタガ」(真宗大系本一三頁上)といい「今 宗祖御消息の研究に精進したことが推察できる。 『末法燈明記』・『往生要集』・『語燈録』・『唯信鈔』などが引文されると共に、 猶こうした了祥における研究の態度が、若き法住 (一八〇六~一八七四) をしてその門に 私に注意されることである。これについて、了祥における『歎異抄』 その一途な研鑚のほどが察せられる。 敬慕せずにはおられなかったものであろう。 了祥の研究方法を概ね知ることが出来るが、 師弟共に『歎異抄』 すなわち、 私ニモ前ノ講録ニハ大イニ迷ツタ さらに御消息としては これについて大谷大学図書 の領解に努め、 そして実は、 随所に『選択集 た事は、 この前三回 これに関して とくに元祖 など宗祖の の研究 異義に関し 『弁御消息 私なり の労作 ガ、今 曾

に所蔵される了祥自筆の

『異義集』

十六冊は『続真宗大系』本の解題にも述べられるように、

かなり長い期間

に「于時文政第十丁亥年晩夏十九日開筵」とあり、また『一枚起請文随聞記』(一冊)には初めに「鳳州亀水講主述禿 穂洲・僧淳・僧龝とも称す)が三河へ来て、枕流社に列して了祥より筆録した講録中、 文政十年に『一枚起請文』の講義が行われた事がわかるが、猶これについては前記の徳厳(駿河の長栄寺に住し、 のところに「其一念義ガ立方ハ去年具ニ弁ジテ」として「一枚起請文再講ノトキヲ云」と割註のあることよりすれば 異鈔開記』に「文政十一年戉子五月七日開講」とあり、 前九条を三十二回に分けて述べてある。 このうち「其十七」 ると申さねばならない。そして、この『異義集』撰述の傍ら『歎異抄』が講じられた事については、徳厳筆記の『歎 誌されることから、文政十(一八二七)年を挾んで前後数年にわたる、 十一冊中に「文政十丁亥之仲夏」の記入があり、さらに第十五冊と第十六冊にも夫々の表紙に「文政十丁亥之首夏」と 筆録編輯であり、欄外にまで及ぶ註記は、そののち逐次追加していった苦心のほどが窺われるもので、とくにその第 いわゆる談義本の収集とその考証の結果であ 『一枚起請文耳喰』(二冊)

楽精舎開筵 ヲ広トシ選択二巻ノ本末ヲ略トシ此文一帋ヲ要トスベシ」とし、 さらに奥書に「于時文政第十丁亥歳秋八月於大艸正 土穂洲執筆」とあり、終りに「一枚起請文、此文元祖大師鶴林ノ極唱一代ノ終帰爰ニ尽テ無、不、尽、 副講鳳洲了祥寮司述 釈氏徳厳識」と記し、その再度に亘る講義によっても『起請文』研究の重要性が 漢和

窺われる。さらに『興御書』・『唯信鈔』・『後世物語』・『弥陀経義集』などの研究から窺えば、とくに元祖およびその

当時ひろく読まれていた『語燈録』の会通に

既に先輩の宣明の も刺戟されて、宗祖御消息の研究へと向わしめたようで『弁御消息集』はその成果といわれるべきものであり、 『末燈鈔節義』(一八〇四年述)や法海の『末燈鈔壬申記』(一八一二年述) など講録のある

門下に注目していた事が推察される。そして、この元祖門下の研究は、

って講述したものではないが、第一・二・五・十七・三・四・六・七・十四・十五・十八・八通の順序で、重点・達 了祥みずからも『末燈鈔』を講じて『末燈鈔聞書』を残している。この『聞書』は全二十二通にわた

究上、密接に関係することは更に内容に入って私考してみたいところである。ところで、本書は表題解説のところで 意的に述べたもので『末燈鈔』研究の上で、とくに注意すべきものであると共に、これが了祥における『歎異抄』研 「今日写シシマフタラ文政十二六月廿三日」とあり、 文政十二(一八二九)年の講義であることが知られる。 したが

って今、ここにあげた講録を中心に、その期間中の開筵を徳厳筆写本により補い、一覧表を作ると次の如くになる。

" 一二 四二 末燈鈔聞書(六月	十六難文(六月・一	" 一一 四一 三心訓義問答馨記	随聞記(八月・一冊)・	文政 一〇 四〇 御文耳喰(四月・1
(六月・二冊)	一冊)・正信念仏偈筆記(九月・三冊)	訓義問答馨記 (二月・二冊)・歎異鈔聞記 (五月・一冊)・御文章	冊)・論註随聞記(九月・七冊)・異義集(撰述中)	四冊)・一枚起請文耳喰(六月・二冊)・一枚起請文

-

テオルガ夫レモドナタト云フコトハナイ、 要、是ニハ覚師ノ御作トシテアリ、覚師ノ御作ノ終ニ歎異抄・決定抄ヲ挾ダガ法要ヂヤ、偖恵空ノ聖教目録幷ニ近来 明らかにしえないが、 \exists 考えられる。今これについて、前『聞記』を詳しくうかがうと『歎異抄』の作者に関して「旧キ聖教目録幷ニ西ノ法 ノ仮名聖教ニハ如信上人ノ御作トシテ入レテアリ、ソレガモト年号モナク作者モナイ聖教デ、蓮師ノ御跋ガ一寸ツイ 文政十一年の『歎異鈔聞記』は、 **ヲモツテ如信サマニ究メルナリ」として、次いで師・深励の主唱する三証一理をあげるが、さらに「露命ワヅカ 両『聞記』の間に十三年の距りがあるので、その内容についても研究上かなりの開きがあると** 後の『歎異鈔聞記』に先立つ前三回の講述中、何回目に当るものか、まだ私には 由テ諍ガ出来タモノ、乍去ソコヲ亀陵師幷ニ亀洲師議論ヲ定メテ三証 理

一四七

了祥における『歎異抄』の研究

ジ御

私集鈔』などをあげる。 の『伝通記散善義』・『決答疑問鈔』・『決疑鈔要意問答』や西山の『散善義立信鈔』・『楷定記』、 撰集ト云コトガ、 の念仏義について、 と考えられるが、 露ニタト 『十巻伝』・『黒谷伝』・『行状翼賛』などの伝記類、 述べられる通り『選択集』の「生死之家以、疑為。所止、涅槃之城以、信為。能入、」(三心章) にもとずいて考究され 枯草ノ身ニカカリテ」 身ヲ枯草ニタトへ、 今これについて『聞記』のなかより資料を抜き出すと、 コノ御言デ顕ハル、也」(其四)と述べる。この如信晩年の撰述説は深励の考証を一歩すすめたも かかる事例は深励の『講林記』と今の『聞記』とを比較すれば極めて明瞭であり、 前者は殆んど語るところがないのに対し、後者はこれについて詳しく述べる点は、 なお、この『聞記』には初めに「浄土真宗ノ相承ヲ案ズルニ」として、すでに深励の講録に の語について「コレハ古語ヲ御取リナサレタ様ニ見エルガ、 身モ命モ老イ蔵ヨリテ特ニ后タノミナイ姿ヲ顕シタモノ、 それに『七箇条起請文』・『一言芳談』・『語燈録』、 まず『元祖ノ御伝』(『勅修御伝』)をはじめ 未其元ハ不」考」得、 依テ如信上人ノ御老后 それに堯恵の 注意すべきこ あるい 、は鎮

が、 起請デ云タ聖光ト腹ガ合テ勢観 は右書よりの記載がないので、 云」(其十三)と述べるところより、『一枚起請文』の研究を踏まえている事は明らかである。而して、この『起請文』 モノナリ」として端的に弁別すると共に、 ところで一方、 枚起請デ弁ジタ念仏ニ四通アリ、 了祥の場合「鎌西ハ皮ノ如ク、 しか 了祥は元祖門下の念仏義の研究において、大部な『異義集』を編述したが、 「聞記」 には 恐らく『聞記』の講ぜられた文政十一年には未だ『異義集』は完結してい ノ迹ハ鎮西ニナリテシモフタ也」(其三)とあり、 『歎異抄』後序に載る「勢観房念仏房ナンドマフス御同朋達」について「勢観 西山へ肉ノ如ク、吾祖へ其髄ノ如ク深ク念仏ノ宗意ニ立入テ御相承アラセラレ 口デ称ルノミ念仏デハナイ、 さらに九品寺・長楽寺および一念義についても可成りの理解が 今本願ノ念仏ハロ称ノ念仏ヂヤデ念仏申サント 第一条の「念仏申サント」につい 今の 『歎異鈔聞記』 なかっ 窺わ ħ 八一枚

鎮西よりの論 についての度 難があった事も影響したと思われる。 々の研鑚には、 それが元祖の説かれた念仏往生の至極であると共に、 すなわち『聞記』に「和燈四十一ニ黒田ノ上人へツカワス御文ガ 直接には当時、 悪人正機 に対する

居ルト云コト、 7 是ヲ誤ツテ黒谷ノ上人ト書タガアル 偖其御文ニ罪人ナホムマル何況ヤ善人ヲヤトアル、サシ当テコレ ガ、 義山ガ考ニ西国ノ黒田ト云処ニ元祖ノ御弟子在テ今ニモ其石碑ガ残テ ガ今コノ章ト反覆シテヲル」(其十七)

この義山

の批判に対し、

ついで「首書ニモ

亀洲

ノ説

ニモツトメテコノ会通ガ設テアル、別シテ亀洲

ノ説

ク聞 今その自解を要約すれば、 いう元祖門下の動静を具体的に知らねばならぬことを強調する。 承 タ正義ナレドモ、 ノ釈ガツブレ」てまで決して申されたものでなく「元祖御在世ニ最早一念義ガ起テ元祖ノ御破門ニナリタ」と = 元祖が善人往生をいわれたのは トガ略ヂャデ残リ多イコトガアル也」と師説を評し、以下みずからの領解を詳しく述べる。 「乃至一念ト説タ釈迦ノ経説ガツブレ、 かくて了祥は 『異義集』 の撰述に精進し、 悪人正機ト云善導 その中で

の一念義を、 主として成覚房幸西・ 行空の場合と同じく一概に異義として規定することは、 法本房行空の「一念ノ異義」(巻一)に着目したことは特に留意すべき事と思われる。 恰も隆寛を多念義の祖とすることと共に、 ただ幸西 今日

くて、 ガ却テ本願 では認められない事であるが、それはともかく、了祥が念仏相承の正義を領解するため、 て「往生ハー 翌年 『末燈鈔』 ノ正機ヂヤト勧メ立タ、夫ガ末燈・御消息集等ヲミレバ」(『聞記』)として、 声デ済ムデ、余計ノ念仏 を講述し、 その時の筆録が『末燈鈔聞書』上下二冊である。 ハ無益ト云ヒ、 悪人正機ノ本願ヂャデ、 悪ヲ造ルヲ憚 宗祖の御消息を注視する。 元祖門下の一念義を研究し ル \exists 1 ナ 悪事ス

この『聞書』によれば、 了祥は 『末燈鈔』を講ずるに当り、 まず『御消息集』 との関係につい

とも シノ中 ニ御消息集ト云ガニタ通リア 「此書、 末文ニハ念仏成仏 ノキ IJ E 現と 恐ク ナ F, 其御消息集ヲ再度ヒ撰ビ分ケ 仰セ置レテアレバ、 此抄コソ真宗 + セ ラレ ノ奥義 刄 が此 末燈鈔で 依テ方便モ真実モ T て「今、 ゥ カ ト思

了祥における『歎異抄』の研究

四九

燈ビノ燈ビタル処也、 バ不計思召ニ 認められないが、 テ末法燈明記ヲ読ダ時、 ル」として、以下に『西方指南抄』について述べる。 の関係をも述べ ツ 訳ナシニ思フトハ大違也」と評し、つづいて「今此末ノ燈ト云其燈ハ何ゾ、 = 集メタ御消息集ノ中カラ殊更末ノ燈トナルベキ物ヲ抜出シ選ブガ此鈔ト思ベシ」とし、 が此書、 年の『末法燈明記講義』一巻は、 叶フャト御喜ビガアリ」とも「此従覚上人ハ元祖ノ御命日ニ書キ畢セラレタサへ御喜ビ、 其御意トハ歎異鈔ニクラベテ思フ時ニ強テコ、ニカ、リ合フト云事デモナイガ、 る。 識語にみられる初めの編集が正慶二年四月二十五日である事について「廿五日デ元祖 もっとも「末燈鈔」の題名は、 之ヲ忘レテハナラヌ也、 彼是弁ジタ如クヂヤ」として、当時の『末法燈明記』研鑚の程も察せられ、 日頃の『燈明記』 去レバー者元祖ノ実意ヲ伝へ、 現存最古の乗専書写本にないので、 さらに『末法燈明記』との関係については「其末燈鈔トハ先達 研究の成果と云えよう。 二者吾祖ノ実義ヲ顕ス、 自力ヲステ他力ニ帰シ念仏往生スル 編者の従覚が付したものとは 更にまた『和語燈録』 チト因縁が有テ弁ズ そののち天保二 去レバ 末ノ世 ノ御縁日ナ 今ノ 一ノ燈 世 ガ ح

困難な研究であるだけに、 生の根となる一念・多念の両義を明らかにするため、 紙ガアリ、夫ヲ一念多念ト組デ御誡メナサレテアル」とし、さらに「都テ此末燈鈔・御消息ハ一念多念ノ争ヒヲ ヒデハ弁ゼラレヌ」と述べる。 なお『末燈鈔』第一通で論じられる有念無念について「御消息集ノ方ニ此有念無念ノ争ヒノ 特筆すべき事と再確認しなければならない。 かくて、了祥は『末燈鈔』・『御消息集』はもちろん『歎異抄』領解の上にも、 異義関係の資料考証に力を注がれたことは、 ⊴ 口 それが当時として シ 2 ナイ事 異義発 ラ御手 知ラ

__

文政十一年の『歎異鈔聞記』 は第九条までを順を追うて講述したのに対し、 晩年の『歎異鈔聞記』 には「此鈔第十

目」の各条名目(但し『聞記』は九条)が第五条(『聞記』では「父母孝養章」)を除き同じである事は、 章 窺われると共に、そのころ既に了祥が全十八条を体系的に考察しようとした意図が、次の如き「票目」の列記によっ 目と多く異る点より考えても、この未紹介の『歎異鈔明証』が後期 って、さらに了祥の研究メモと認められる『歎異鈔明証』(徳厳筆写・長栄寺蔵)なる一本は、筆録年時が記してない てある事は、 『諺草』や『和訓栞』などを引いて文字考証の詳しいことは、前期『聞記』によく似かより、また「亀水師十八章票 ・三出ル無義為義ノ事、元祖ヨリ御相承デ是ガ上ニ向ヘバ九ケ条ノ決スル所ガコノ無義為義、下ニ向ヘバ八ケ条ノ根 ルガ此ノ無義為義」(真大本六二頁下)とのべ、各条に亘っては第十の無義為義章より講じ、 その内容・表現において両『聞記』の上に可成りの開きがある事を知りうる。こうした両講録の中にあ 『聞記』よりも前期 『聞記』の時期に近いことが しかも達意的 後期 『聞記』の条 に述べ が

九 七、 六 五 四 非行非善章 二門慈悲章 但信念仏章 誓願不思議章 念仏無碍章 弟子相論章 念仏孝養章 悪人正機章 十六、 十五 十八、 十七、 十四、 十三、 十一、差別不思議制 胎生堕 常恒回 施量分報 即身開覚制 深信滅罪 禁誇本願 経論学解 一獄制 心制 制 制

知られる。

Ŧi

了祥における『歎異抄』の研究

増治懈怠章

- 、 無 養 為

思議ト アリ、 実ヲ顕ハ 消息」 文について「先元祖ヲ引テ自力ハ義也、 歎異鈔ニモ弁ジタガ未ダ心残リシ 書』によると、 当然の帰結には違いないが、 義ヲモテ義トス」を「上下ノ枢」(真大本八一頁上)として最も重視した事については、 ところで、 無義為義が チカヒナレバ、 に「計義ノ義」・二に「造作ノ義」・三に「学解ノ義」・四に「斟酌 夫ハ互ニ通ズレドモ無義為義ト云言ノ上ハ一転ト知ルベシ」と元祖相承と其の義の一転を述べると共に、 吾祖デハ自力ノ事、 をはじめ『念仏仮名法語』・『一言芳談』・『語燈録』・『黒谷伝』・『一枚起請文』など広く引いて「元祖デハ義理 シタ論デ、 カラヒハ自力ナ へ追込ンデアルヂャ」にはじまり、 右のごとき師訓十章と異義八制について、 へタ、ミ込ム」(真大本七九頁下)と述べ、とくに『教行信証』の行・信二巻の骨髄として、 第二通と第五通の両通にのる「義ナキヲ義トス」について詳細に亘る解説が施され、 「自然ト云事、 他力ニハ義ナキヲ義トスト聖人ノオホセゴトニテアリキ、 吾祖浄土真宗ト名乗り玉フ根本ノヨリ処ガ浄土論、 V 如此セネバ文字ガ済マヌ、乍去元祖ニスベテ計ヒ戒ムル義モアリ、 バ義トイフナリ、 さらに私には今一つ『末燈鈔』の研究にも起因すると推察する。 其落込ム処ハーツデ」として「先、天親ノ浄土論、 タ事モアリ、夫ヲ思ヘバ~~大事ノ事ヂヤ、 他力ハ無義也、 他力ハ本願ヲ信楽シテ往生必定ナルユヘニ、 以下くわしく三経・七祖の伝統を講述し、 無義為義デ二力ヲ仰セラル、、偖此義ナキヲ義トスト云事、 晩年の『歎異鈔聞記』には「祖訓ノ十条モ垂 其浄土論ニ廿九種荘厳ヲ顕ハスニ皆悉ク不可 ノ義」を夫々に説明する。 由テ今此ヲ弁ズル」とて 義トイフコトハ、ハカラフコ 総ジテハ三経、 それが ついで義について四義をあ サラニ義ナシ 吾祖ニ学問 『歎異抄』 すなわち『末燈鈔 別シテハ大経 第二通 ኑ 「和讃 ノ八条モ、 戒メ ナ ートバ IJ 0 ル 如如 の本 ナ ノ真 聞 1)

ところで、了祥の『聞書』は慧琳の『末燈鈔魋』を主に参照し「亀陵ノ騅」・「亀陵ノ説」と称して多く引用するが

ŋ, 誰シタデハナケレドモ天然トソウヂヤ、 二十一巻ヲ引テ元祖ノ仰セニ法爾道理ト云事ガアル、火ハ自ラ空ニ登リ、水ハ自ヲ下リ様ニ流レ、 も参考する。こうしたなかで特に第五通の所謂「自然法爾章」について、その大意を述べるに「亀陵師ノ牖ニ黒谷」 その所説をも時には可成り強く批判する。このほか恵空(一六四四~一七二一)の『叢林集』や月筌(一六七一~一七二 恐クハ此御相承歟ト云ハレタ、 『真宗関節』、 あるいは父・義陶(一七四〇~一八二一(列伝))の説や高田派・恵海(一七〇七~一七七一) 高田ノ恵海モ之ヲ引タ、今考ヘテ見ルニ少シ師ガ違フ、元祖ノ仰セ 弥陀ノ本願念仏スレバ助ケントアルデ念仏スレバ来迎へ法爾 梅 ノ道理ヂ ハスク柿 八念仏 「スレバ の説を ハ甘ク

来迎が自然ヂャト云事、

吾祖デハ義ハスベテ計ヒノ事一転シテ出ル、去バ此自然モ元祖デハ転ジテ仰セラル、ガ夫ハ知レヌ、

吾祖ハ信ズル念ズルモ往生モ皆他力ト被仰、

乍去彼ノ義ナキヲ義トスモ元祖デハ義ハ学問

頭カラ合す

らしい考察とい 色々ノ沙汰ハ鎮西ハ鎮西、 る。 時ニ元祖ノ法爾道理ノ御教化、 このように、 なかんずく元祖の場合、 わねばならない。 第二・第五通の講述より「義ナキ」の義について、元祖と宗祖の場合には内容の上で異る事を主張 西山八西山、 糖対法論ナドヲ引テアルガ夫ハ合ハヌ」として、そのあと自然という事について論じ 第一通の講述で元祖が「学問沙汰ハ止メテ念仏バカリデ御暮シナ 手前ノ考へガ多ヒ」と、門下の学解・諍論に注目された事は、 サレ タモノ、 如何にも了祥

唯信鈔ヤ自力他力ナンド聖覚ヤ隆寛ナド、云人々ガ申サレ候ヒケル」とし、 『唯信鈔』・『自力他力事』に 事ニシテ仰 セラル」と宗祖への展開を述べるが、 ノ本願ヂャデ、 夫ニ立向フ行者モ異議ト思ヒ斗フテ 皆、 他力仏力デ往生スル さらに同書において、第六通を講ずるなかに ト云事ガ云テアルヂ ハナラヌ、 また元祖の「浄土宗 不思議ヲ不思議ト信ズ ヤ 由テ如来 ノ御計 ノヒ 『後世物語』 ル ŀ テ往生ス チ ヤデ計 愚者 をはじ ル

なお

『末燈鈔聞書』

では、

元祖における「無義」

の義を「吾祖ニ来リテハ其義理ヲ一ツ転ジテ一ト弘ゲ弘ゲテ

一ノナ

向

ナ

1)

了祥における『歎異抄』

五.四.

テ往生ス」という仰せについて「愚癡無智デアリ乍ラ目出度往生スルハ如来ノ御計ニ違ヒナヒ、今愚癡無智ノ者ノ目

して「愚癡ニカヘリテ往生スルヲ無義為義トイフナリ」(真大本七四頁上)と述べる。 このようにして晩年の の義)によって浄土へ往生することを述べるが、これについては、 をうかがうと、その 出度往生スルデ他力 ノ御計ヒト云事ヲ能ク知レト云事ヂャ」として、 後の『歎異鈔聞記』に『末燈鈔』 愚癡の者が如来・仏力・他力の御計 第六通の意を通 『聞記

れるものであるが、 ガ決択ナリ、 吾祖亦唯信ヲ要トスル、 ソコデコノ第十章ヲ広クミルト、車ノ真棒前九章モコ、へ落込ミ、後八章モコ、へ落込ム、 とくに師訓と異義の対応、 『聞記』が当時としては稀にみる広範にして厳密な研究で、それだけに了祥の苦労のほどが偲ば マコトニ水モ漏ラヌ、然レバ元祖相承ノ法門ハ唯信唯称ニシテ、義ナキヲ義トスル、 なかんずく第十条に関して「元祖ハ三心ヲ要トシ、 聖覚ハ 唯信ヲ要 コレガ私

コ

賢善ノ誠 研究(『弁御消息集』)から「全体コレガ御消息ニアル一念ノ諍ヒト云フコト、ソノ化ケタガ蘩名別信ナリ、 を学ぶ上に良き手引であると同時に、 タガ専修賢善ナリ、 ノ大科ノ自慢」(真大本二一~二二頁)と述べ、 さらに異義の体を誓名別信と専修賢善においてとらえ『御消 息集』 後ノ四章ハ二執ノ中、 依テ今此ノ異義ノ誠メノ体ヲ二ツトミル、第一・第二章ハ誓名別信ノ誡メ、第三・第四章ハ専修 マゼコゼニシテ出シタモノ」(真大本二二頁上) 私には了祥の行った研究方法そのものについて、いささか知りえた範囲におけ 明示された事は、 今日 多念ノ化

るだけでも、 教えられるところ大なるものを痛感する次第である。